

長寿医療制度および

国民健康保険の加入者の皆さんへ



申請により、保険料（税）の支払方法の変更（年金天引きから口座振替）が可能になります。

長寿医療制度加入者

次のいずれかの要件を満たす人
・これまで国民健康保険税を確実に納付（直近2年間）していた人
・連帯納付義務者（世帯主または配偶者）がいる人（年金収入180万円未満の人）で、連帯納付義務者の口座振替により納付する人

国民健康保険加入者

これまで国民健康保険税を確実に納付（直近2年間）していた人で口座振替により納付する人（年金天引きになるまで口座振替で納付していた人も含む）

申請に必要なもの

長寿医療または国民健康保険被保険者証・印鑑・口座振替依頼書の控え
申請される人は事前に口座のあ

る市内金融機関の窓口で、口座振替依頼の申し込みが必要です。

なお、現在、国民健康保険の加入者で、年金天引きになるまで口座振替で納付していた人は、口座振替依頼書の控えは必要ありません。

申請日と年金天引きの中止時期
いずれの制度も共通

- ・8月11日(月)までの申請
 - ・10月分の年金からの天引きを中止
 - ・9月30日(火)までの申請
 - ・12月分の年金からの天引きを中止
 - ・9月30日以降も申請可能です。
- 問合せ・申請先

長寿医療制度：市民課高齢者医療係
国民健康保険：税務課市民税係
いずれも ☎0833(72)1400

保険税の納付は納期内に

皆さんが納める保険税は、医療機関等にかかったときの医療費などに充てる貴重な財源となります。皆さんの暮らしと健康を守るためにも、保険税は納期内に納付するようにお願いします。

退職者医療制度の届け出と遠隔地用被保険者証の更新のお知らせについて

退職者医療制度（退職本人・退職扶養）の届け出

退職者医療制度に加入している人の医療費の一部は会社等の健康保険からの拠出金で賄われています。このため、退職者医療制度が適正に適用されないと国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、保険税負担の増加につながります。退職者医療制度の対象となる人は、必ず届け出をしてください。退職被保険者の保険税額や医療費の一部自己負担額は、一般被保険者と同額です。

対象となる人 次の二つの要件を満たす人とその扶養家族

65歳未満の人

厚生年金保険、船員保険、各種共済組合の老齢（退職）年金の受給権があり、これらの年金制度加入期間が20年

または40歳以降に10年以上ある人

届出先 市民課保険年金係、大和

支所

届け出に必要なもの 被保険者証、印鑑、退職本人の場合は年金証書（年金手帳ではありません）

遠隔地用被保険者証の更新

遠隔地用（マル学・マル遠）の被保険者証は毎年更新が必要です。引き続き遠隔地用の被保険者証の交付を希望する人は、8月18日(月)までに申請してください。対象となる人は、ハガキで通知しています。

遠隔地用の被保険者証が必要なくなった場合は、速やかに返還してください。また、市外に住民票を移している学生が、卒業等で学生でなくなった場合は、光市の国保を脱退する手続きが必要です。

申請先 市民課保険年金係、大和支所または各出張所

申請に必要なもの 印鑑、市外に住民票を移している学生は在学証明書（コピーや学生証は不可）

問合せ 市民課保険年金係

☎0833(72)1400